

令和8年度第2回 新宿区外部評価委員会第3部会 議事概要

開催概要

開催日：令和8年7月15日（水）

場所：本庁舎6階 第4委員会室

出席者：

外部評価委員（5名）：稲継裕昭（部会長）、小杉美恵子、佐伯康之、塚田和寿、安井潤一郎

区職員（14名）：事業所管課（11名）三浦危機管理課長、浅見副参事（安全・安心対策担当）、松本大久保特別出張所長、神崎文化観光課長、桑野副参事（にぎわい創出等担当）、東新宿観光振興協会担当課長、浅野衛生課長、小谷交通対策課長、鈴木ごみ減量リサイクル課長、新川新宿清掃事務所長、手島副参事（清掃事業担当）

事務局（3名）林副参事（特命担当）、西崎主査、久住主査

議題

1. ヒアリングの実施について

議事要旨

主な議論・意見等は下表のとおり。

通番	対象事業	質問内容	区回答
1	経常事業395「民泊の適正な運営の確保」	民泊の実質的な禁止を可能とする観光庁の通知を受け、7月以降、各自治体において条例による規制強化の動きが見られる。こうした動向を踏まえた区の対応や検討状況について伺う。	当該通知は国の方針転換とされているが、法改正ではなく通知による対応であるため、法的根拠は依然として十分ではない状況である。 区としては、規制強化に向けた検討を早急に進める考えであるが、一方で、営業権を制限する内容となることから、法的リスクも踏まえた慎重な検討が必要である。 今後、関係機関や業界団体等の意見を集約し、具体的な規制内容について検討を進めていく。
ヒアリング中の質疑応答		例えば、既に運営している事業者については、通知のみを根拠に営業を停止させることは困難であり、あくまでも規制導入後に開始される事業者を対象とするということか。 また、今回の通知は法的にどのような意味合いを持ち、自治体の規制にどの程度の影響を与えるものと考えているのか。	一般に、国民の権利を制限する場合は法律や条例に基づくことが求められるが、今回示されたものは法改正ではなく通知であり、自治体に対する技術的助言として位置付けられるものである。区としては従前から、規制の根拠を法律上明確化しよう国に要望してきたが、国は現時点では法改正を行わない意向を示しており、その結果として今回の通知が発出されたものと認識している。 例えば、住居系地域における民泊の新設を制限する場合、仮に事業者から規制の適法性を争われれば、自治体が訴訟の当事者となる。一方、法律に基づく規制であれば、その根拠は国が定めた法律に基づくものとなる。このため、現時点で自治体が独自に厳しい規制を導入する場合には、一定の法的リスクを伴う。 他方で、区としても、区民の生活環境への影響が生じていると認識していることから、今回の通知や他自治体の動向も踏まえつつ、どのような規制が可能か検討を進めていく考えである。
ヒアリング中の質疑応答		（上記に関連して） 先ほど話のあった他区の事例において、仮に事業者から提訴された場合、当該区が被告となるという理解でよいのか。	お見込みのとおり。

2	経常事業395「民泊の適正な運営の確保」	民泊は特定の地区に集中しているように見受けられるが、区はその要因について調査・分析を行っているのか。	新宿区の民泊は、共同住宅かつ賃借人による運営が大半を占めており、事業目的で運営されているケースが中心と分析している。 また、届出物件の約3分の1が大久保地区に集中しているが、大久保・百人町地区は外国人コミュニティが形成されている地域であり、外国人宿泊者を受け入れやすい環境が背景にあるものと考えている。 近年は柏木地区でも増加傾向がみられ、大久保地区を中心に周辺地域へ広がっている状況である。
3	経常事業395「民泊の適正な運営の確保」	是正措置の対象となる主体は、施設の所有者（個人）なのか、それとも管理会社（法人）なのか。また、区はどのような状態をもって「適正な運営の確保が図られた」と判断しているのか。	是正指導は、民泊の管理主体に対して実施しており、施設所有者が運営している場合は所有者に対して、管理会社が運営している場合は管理会社に対して行っている。 また、「適正な運営の確保」とは、個々の施設の適否によって判断するものではなく、民泊全体の適正な運営の確保を目的とするものであり、苦情件数ゼロを目指して事業を推進している。
ヒアリング中の質疑応答		「適正な運営の確保」については、個々の施設が適正か否かをフォローアップしているわけではないとの説明であった。そうすると、区の役割は具体的にどのようなものになるのか。 苦情が寄せられた場合には、事業者に対して指導を行うとのことであるが、その後、実際に改善されたかどうかを継続的に確認・監視する仕組みはないという理解でよいのか。また、改善状況の確認までを区の責務としているものではないのか。	苦情の多くは宿泊者による騒音やごみ出しなどに起因するものであり、区が宿泊者の行動を継続的に確認することは困難である。そのため、区は事業者に対し、苦情の発生を防止するための具体的な対策を求め、その実施状況を確認している。 また、対策実施後も苦情が発生した場合には、改めて現地確認や事業者への指導を行うなど、必要に対応を実施している。
4	経常事業395「民泊の適正な運営の確保」	（上記に関連して） 無届の違法民泊事業者については、法人として管理しているのか、あるいは個人として管理しているのか。	無届の違法民泊の事業者については、法人の場合もあれば個人の場合もある。ただし、無届で営業していることから実態の把握は難しく、多くは近隣住民等からの通報を契機として把握し、現地調査を実施している。 また、届出が受理される前に営業を開始している事例も確認されており、そのような事案については厳しく指導している。
5	経常事業395「民泊の適正な運営の確保」	（上記に関連して） 当該事業者には住民税等の納税義務が生じるものと考えられるが、適切に課税・徴収が行われているのか。	民泊の所得区分については原則として雑所得として取り扱われ、法定調書により把握可能な給与所得とは異なり、住民本人が申告を行う必要がある。 無届であることのみをもって、直ちに適切な申告が行われていないとまでは言えないことから、区においては、本人から提出された申告書又は税務署から提供を受けた確定申告の資料を基に課税・徴収を行っている。
6	経常事業395「民泊の適正な運営の確保」	（上記に関連して） 課税の適正な執行を確保する観点から、区が民泊事業者に関して把握した情報について、税務署に対し適宜情報提供等を行っているのか伺う。 また、区と税務当局との情報連携の必要性について、区の認識を伺う。	民泊事業者に関する情報に限らず、区が保有している情報を法令等の根拠がなく国税当局へ提供することは個人情報保護の観点からも行っていない。 適正公平な課税を実現するため、国と地方団体が連携して税務調査の充実を図ることは非常に重要なものであることから、国税、地方税の各税法に基づく資料情報の収集交換その他必要な相互協力は今後も引き続き行っていく。
ヒアリング後の追加質疑		課税・徴収の観点から、民泊事業者が多いことによるメリットがあれば伺いたい。	（後日回答） 事業者が区内在住の個人であり、かつ適正な申告が行われていることを前提とすれば、民泊事業による所得及び収益の増加は特別区民税等の増収につながるため、区にとっては課税面におけるメリットの一つであると考えられる。 なお、事業者が法人である場合には、事業収益の増加に伴い法人住民税及び法人事業税の増収が見込まれ、その主たる効果は都税収入の増加として反映される。

7	経常事業395「民泊の適正な運営の確保」	民泊施設における外国人オーナーおよび外国企業（海外居住者が代表者を務める企業）のオーナー比率について伺う。	集計結果によれば、届出者の6割強は日本人であり、残りは外国人となっている。外国人では中国籍が最も多い状況である。 なお、本集計は国籍による分類であり、居住地については把握していない。
8	経常事業395「民泊の適正な運営の確保」	民泊には年間180日以内という営業日数の上限（いわゆる180日ルール）が設けられていると認識しているが、その遵守状況について、区はどのような方法で確認・検証しているのか伺う。	営業者は2か月ごとに、国のシステムを通じて宿泊実績を報告することとなっている。事業者が登録した情報を自治体が確認できる仕組みとなっており、区は当該システムを通じて営業実績を把握している。 なお、令和7年度において、営業日数が上限である180日を超えていた事業者が確認されたため、当該事業者に対しては本年度、新宿区として改善命令を発出している。
	ヒアリング中の質疑応答	この180日ルールについて、国のシステムでどのように管理されているのか確認したい。システム上で自動的に営業日数を集計して180日を超過しているかを判定しているのか。それとも、事業者から180日を超えていない旨の申告を受ける仕組みとなっているのか。	国のシステムへの登録は、あくまでも事業者による自己申告である。実際の予約状況については複数の仲介サイトが利用されており、また仲介サイトを經由しない予約もあることから、実績との照合は困難である。 一方で、国のシステムに沿って報告することが法律で義務付けられており、区は本システムに登録された実績に基づいて営業日数を確認している。その結果、180日を超える営業が確認された事業者に対しては、改善命令を行っている。
	ヒアリング中の質疑応答	（上記に関連して） 180日の上限を超えて営業していたことが後日判明した場合、何らかの罰則はあるのか。また、その場合、どのような措置が取られるのか。	住宅宿泊事業法に基づく営業は年間180日まで認められている。これを超えて宿泊させた場合、181日目以降の営業は住宅宿泊事業法の範囲外となり、旅館業法違反に該当する。 そのため、180日を超える営業が確認された場合には、住宅宿泊事業法ではなく、旅館業法に基づく罰則の対象となる。
	ヒアリング中の質疑応答	（上記に関連して） これまでに改善命令を発出した実績はあるのか。	昨年度の実績として、改善命令を100施設に対して発出している。このうち57施設については、業務停止命令を発出している。 また、業務停止命令によってもなお改善が見込めない15施設については、廃止命令を発出している。
	ヒアリング中の質疑応答	（上記に関連して） 廃止命令を発出した施設については、その後、実際に営業を廃止していることまで確認できているのか。	廃止命令を発出した施設については、職員が現地確認を実施し、営業を行っていないことを確認している。営業を継続している状況が確認された場合には、当該事業者に対して改めて指導を行っている。
	ヒアリング中の質疑応答	（上記に関連して） 民泊に対して営業停止や廃止命令といった行政処分を実施していることは、保健所行政としても踏み込んだ対応であると感じる。今後、事業者側から営業権の制限や事業活動への影響などを理由に様々な主張がなされることも想定されるが、現場としてはどのように受け止めているのか。	現場の実態としては、本来想定されていた空き家や遊休資産の活用ではなく、民泊を事業として大規模に運営するケースが大半を占めている。また、適正な運営が十分とはいえない事業者も見受けられる。 一方で、住宅宿泊事業法は事業や観光の振興を目的とした制度であるため、規制には一定の制約がある。このため、区としては昨年度から行政処分を積極的に活用しているが、なおルールを守らない事業者も存在することから、今後は、ルール自体のさらなる厳格化についても検討が必要であると考えている。
	ヒアリング中の質疑応答	事業開始に当たり、事業者に対してルールや遵守事項を示したマニュアル等を配布し、対面で指導する機会は設けているのか。	届出時には、区が作成したルールブックを用いて事業者に対して指導を行っている。ルールブックには、適正な運営方法のほか、ごみ処理事業者との契約や消防設備の設置など、事業者が遵守すべき事項を掲載しており、届出時に一通り説明している。

9	経常事業395「民泊の適正な運営の確保」	区内における違法民泊の規模について、区はどのように把握・推計しているのか伺う。 また、区内の民泊施設に関する情報は、データベース等により一元的かつ網羅的に管理されているのか伺う。	違法民泊の総数については、実態把握が困難であるため把握していない。一方で、令和7年度には、違法民泊の疑いがあるとの通報が年間410件寄せられており、その件数は年々増加している。通報を受けた場合は現地調査を実施し、違法民泊と確認された場合には指導を行っている。ただし、調査の結果、賃貸住宅や社員寮として適正に利用されている事例もあることから、通報件数の全てが違法民泊に該当するものではない。 また、区内の民泊施設に関する情報については、区ホームページで一覧を公開している。現在約3,800施設を掲載しており、所在地、連絡先、届出年月日等の情報を毎月更新している。
10	経常事業395「民泊の適正な運営の確保」	民泊施設において地震や火災等が発生した場合に想定されるリスクについて、区の認識を伺う。	民泊も宿泊施設であることから、火災や地震等の緊急時対応については、一般のホテル等と同様に営業者が責任を持って対応することとなっている。 区としては、開設時にルールブックを用いて適正な事業運営を行うよう指導しており、その中で火災や地震発生時の対応についても周知している。 また、火気使用の禁止などを宿泊者に周知するためのチラシ等を施設内に掲出するよう、営業者に求めている。
ヒアリング中の質疑応答		先ほど、施設内では火を使わないよう求めているとの説明があったが、火気の使用は禁止されているのか。	施設によるところではあるが、民泊はいわゆる住宅であるため、キッチンを備え、調理が可能な施設もある。火災防止の観点から、事業者がハウスルールとして火気の使用を控えるよう宿泊者に求めている事例もある。
11	経常事業395「民泊の適正な運営の確保」	民泊対策に関する先進事例（ベストプラクティス）の収集・活用状況について伺う。	民泊対策については、23区の生活衛生分野における課長会や担当者会などを通じて、各区の取組状況や課題について情報交換を行っている。 近年の取組事例として、警察OBを活用して民泊施設への立入業務を実施している区がある。新宿区においても、こうした事例を参考に、本年4月から警察OBを会計年度任用職員として採用し、民泊施設への立入調査等と同行するといった取組を行っている。
12	経常事業395「民泊の適正な運営の確保」	近隣住民からの苦情件数が年々増加しているが、区としてその要因をどのように分析しているのか。	民泊施設数が近年急増しており、それに伴い苦情件数も増加しているものと認識している。 苦情の内容としては、これまではごみ出しのルール違反や宿泊者の騒音、路上喫煙など、利用者の行動に起因するものが中心であった。一方で、近年は「近隣に民泊が開設される予定だが大丈夫か」といった、開設前の段階での不安や懸念に関する相談が増えている。 このことから、個別の迷惑行為だけでなく、民泊そのものに対する不安や否定的なイメージが地域住民の間で広がっているものと認識している。
ヒアリング中の質疑応答		民泊における国、東京都、区の役割分担について伺う。民泊事業者への指導や管理は主に区が担っているのか、それとも国や東京都と連携して対応しているのか。	民泊の仲介を行う住宅宿泊仲介業者については、国が指導権限を有している。また、住宅宿泊管理業者についても指導権限は国にある。 一方、実際に民泊事業を運営する住宅宿泊事業者への指導権限は自治体にあり、特別区内では各区が担当している。なお、保健所を設置していない多摩地域の市については、東京都が担当している。 このため、民泊の運営事業者に対する指導は区が行うが、管理業者や仲介業者については国が所管するという役割分担となっている。
※前段の質疑を受けての部会長補足※		今後、近隣自治体で規制が強化された場合、規制の緩やかな地域に事業者が流入することも想定される。そのため、他自治体の動向も注視しながら、関係部署とも十分に協議の上、必要な対策や規制の在り方について検討していただきたい。	

13	経常事業423「ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫相談」	空家がねずみの発生源となるケースも見受けられるが、ねずみ駆除事業の実施にあたり、空家対策と連携している取組があれば、その内容について伺う。	現時点で区に寄せられた苦情・相談の中に、空き家が直接の原因となっている事例は確認されていないため、具体的な事例に基づく説明は難しい。 一方で、ネズミが発生している場合は、その周辺に餌場が存在すると考えられることから、まず発生要因を調査し、例えば飲食店のごみ出しが原因であれば、当該事業者に対して指導を行うなどの対応をしている。 また、空家対策については庁内の関係部署が所管しているため、そのような事例が確認された場合には、関係課と連携して対応していく考えである。
14	計画事業33「歌舞伎町地区のまちづくり推進」	区全般に関わるテーマではあるが、とりわけ歌舞伎町地区において、行動経済学（ナッジ）を活用したまちの改善について、区はどのように考えているのか。	歌舞伎町地区におけるまちの改善には、規制や取締りに加え、来街者が自然に望ましい行動を選択しやすい環境の整備が重要である。シネシティ広場でのイベントや、新宿東宝ビル西側区道におけるキッチンカー設置は、にぎわい創出とともに、滞在や回遊を促す取組であり、行動経済学におけるナッジの考え方にも通じるものである。 また、キッチンカーやテーブル等の設置により滞在しやすい空間を創出するとともに、イベントの実施により交流を促進している。こうした取組は、安全・安心な空間であるとの印象を高め、歌舞伎町のイメージ向上にもつながるものである。 今後も、にぎわい創出や環境美化、ごみ対策を一体的に進めるとともに、行動経済学の視点も活用しながら、にぎわい創出と安全・安心が両立した魅力ある公共空間の形成を推進していく。
15	計画事業33「歌舞伎町地区のまちづくり推進」	いずれの指標も目標を達成していないが、区はその要因をどのように分析・評価しているのか。また、開催しているイベントについては、開催回数そのものではなく、歌舞伎町のイメージ向上にどの程度寄与したかが重要であるとする。区はその成果をどのように測定し、評価しているのか。	歌舞伎町のイメージやにぎわいに対する区民意識は、事業効果が短期間で反映されにくく、メディア報道や社会情勢などの外的要因の影響を受けやすいものと分析している。 また、コロナ禍以降、シネシティ広場周辺における集団の滞留、青少年の犯罪被害、ごみの不法投棄などの課題が発生しており、これらが区民意識に影響を与えているものと認識している。 なお、歌舞伎町のにぎわいに対する区民意識については、令和5年度時点で当初の令和9年度目標を達成したことから、新たな目標値を設定している。 シネシティ広場では、ライブイベントやレッドカーペットイベント、スポーツイベントに加え、キッチンカーイベントやダンスイベントなど、多様な世代が参加できる取組を実施しており、こうした取組の積み重ねにより、歌舞伎町のにぎわいに関する印象は改善しつつあると捉えている。 今後も、歌舞伎町地区が抱える課題への対応とさらなる魅力発信を継続し、区民意識のさらなる向上を図っていく。
ヒアリング中の質疑応答		歌舞伎町に対する印象がどのように変化したかを把握することが重要と考える。イベント参加者へのアンケートやリポート率など、効果を測る指標は把握しているのか。	シネシティ広場において実施しているイベントは不特定多数の来場者を対象とし、誰でも参加できる形式であることから、現時点では参加者アンケートは実施していない。 一方、昨年度から実施しているキッチンカーイベントについては、会場内のテーブルに二次元コードを掲示し、来場者から意見や感想を回答いただく形式でアンケートを実施している。
16	計画事業17「大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進」	事業の成果は、住民や来街者の視点から評価することが重要であるとする。例えば、「歩きやすくなった」「住みやすくなった」といった実感を、区はどのような指標で把握しているのか。また、住民の居住環境や満足度の向上について、区はどのような方法で評価・検証しているのか伺う。	本事業の成果については、大久保通りの歩行者通行量や車道を通行する歩行者数のデータを活用して効果検証を行っている。 昨年のゴールデンウィークでは、最大で1時間当たり約1万2,500人が通行し、歩道に歩行者が集中した結果、車道を歩く歩行者が発生するなど、安全面での課題が生じている。 このため、安全で円滑な通行の確保を目的に、「大久保通りの車道を通行する歩行者数」を指標として設定しており、2025年の実績値は1時間当たり5.1人である。これをゼロ人とする 것을目標としている。 また、大久保通りの混雑に特化した満足度調査は実施していないが、町会・商店街・事業者等で構成する協議会において地域の意見や要望を共有し、事業効果の検証に活用している。

	ヒアリング中の質疑応答	大久保通りや歌舞伎町に関する説明の中で、地元町会や商店街の協力を得ながら事業を進めているとの説明があった。近年は地域に居住する商店会員も減少している状況にあると認識しているが、こうした状況の中で、町会や商店街との連携や地域の意見の把握について、どのように対応しているのか伺う。	大久保通りについては、新大久保商店街振興組合から「大久保通り周辺の混雑環境対策等推進協議会」の委員として参画いただき、商店街を代表する立場から様々な意見をいただいている。 また、いぶき町会や大久保二丁目町会の町会長にも委員として参画いただいており、協議会では非常に活発な意見交換が行われていると認識している。 歌舞伎町地区については、歌舞伎町商店街振興組合、歌舞伎町二丁目町会及びゴールデン街関係者に参画いただき、広場周辺の事業者と定期的な意見交換を実施している。 また、歌舞伎町商店街振興組合や歌舞伎町二丁目町会には、日頃のパトロール等の活動にも協力いただいている。
17	計画事業17「大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進」 計画事業33「歌舞伎町地区のまちづくり推進」	飲食店の事業者に対するごみ箱の設置義務化について、これまでの検討状況と今後の方向性について伺う。	現時点で、区としてごみ箱の設置を義務化する考えはないが、飲食店等が事業に伴い排出するごみについては、事業者の責任において適切に処理することが重要であり、例えばテイクアウト店舗やコンビニエンスストアにおけるごみ箱の設置は有効な手段の一つと認識している。 一方で、ごみ箱の設置には、店舗利用者以外によるごみの投棄や家庭ごみの持ち込みといった課題があり、事業者に一定の負担が生じる。また、歌舞伎町のような小規模な店舗が集積する地域では、立地条件も様々であり、義務化する場合には制度の公平性を確保する必要がある。 さらに、ごみ箱は設置後の維持管理も重要であり、不適切な管理は臭気やごみの散乱を招き、かえって環境悪化につながるおそれがある。 こうした中、大久保エリアでは事業者に対してごみ箱設置への協力を要請しており、多くの店舗に対応いただいた結果、ポイ捨てごみの減少も見られている。 ごみ箱設置の義務化については、ごみ箱の設置義務と違反者の罰則規定を設けた自治体の動向や効果を注視しながら、制度の公平性や維持管理のあり方も含め、引き続き研究していく考えである。
18	経常事業515「一般廃棄物の収集運搬業務」	家庭ごみの有料化について、区は導入の必要性をどのように認識しているのか。また、今後の検討方針について伺う。	家庭ごみの有料化については、先行自治体の事例から一定のごみ減量効果が期待できることから、検討すべき課題の一つであると認識している。 一方で、区民生活への影響が大きいため、実施に当たっては区民の理解を得ながら慎重に議論を進める必要がある。 また、制度導入には効果検証や運用方法の検討に加え、相応のコストも伴うことから、現時点で実施を決定しているものではない。 本課題については特別区長会において23区共通の課題として共有しており、今後も23区で連携しながら、ごみ減量に向けた施策について検討を進めていく。
	ヒアリング中の質疑応答	家庭ごみの有料化については、特別区長会において23区共通の課題として検討が進められているとのことであるが、最終的には23区が足並みをそろえ、導入の可否を判断していくものと考えてよいのか。それとも、各区が個別に判断する余地があるのか。	一部の区のみが先行して有料化を実施した場合、近隣区との公平性や不法投棄の増加といった課題が懸念されている。 このため、特別区長会としては、導入する場合は23区一斉に実施することを基本とし、それまでの課題についても23区で連携しながら検討を進めていく方針である。
	ヒアリング中の質疑応答	（上記に関連して） 家庭ごみの有料化については、ごみ減量に対してどの程度の効果が見込まれるのか。また、先行して導入している自治体では、どのような効果や課題が報告されているのか伺う。	家庭ごみの有料化を導入した自治体では、減量率は自治体によって異なるものの、ごみの減量に一定の効果が認められているものと認識している。 一方で、その効果がどの程度持続するのか、また特別区において同様の効果が得られるのかについては、引き続き検証が必要であると考えている。

19	経常事業515「一般廃棄物の収集運搬業務」	単純計算で車両1台の維持管理に1,000万円程度を要しているように思われるが、当該事業の経費は、他自治体の類似事業と比較して適切な水準にあるのか。区としての認識を伺う。	清掃車両については、東京23区清掃協議会において、対象車両や荷台の架装部分、車両整備費、架装修理費、車検関連経費等に関する基準が定められており、各区はこれに基づき必要な経費を計上している。燃料費や消耗品費についても、区の面積や道路状況、集積所数、清掃工場までの距離などにより差が生じるものの、各区が地域の実情に応じて適切に計上している。 また、収集運搬委託料については、東京23区清掃協議会において一括契約しており、運賃や作業員付加金等は各区同一の単価となっている。 このため、経費算定の考え方に各区で大きな差はなく、本区の経費水準は他区と比較しても適切なものと考えている。
20	経常事業515「一般廃棄物の収集運搬業務」	直営車両と雇い上げ車両を区分している理由は何か。また、一部のみ雇い上げとしている理由は何か。	清掃事務所では、現在、プレス車や貨物車など47台の車両を保有しており、その経費を直営車両の維持管理費として計上している。 また、直営車両に加え、1日平均63台の車両を雇い上げて収集運搬業務を実施しており、その経費を収集車両の雇い上げとして計上している。 清掃事務所の職員数や直営車両には限りがあることから、区内全域のごみ収集・運搬を安定的に実施するため、雇い上げ車両を活用している。
21	経常事業515「一般廃棄物の収集運搬業務」	一般廃棄物は区が対応しているとのことだが、産業廃棄物は何の主体が対応しているのか。	産業廃棄物の収集運搬に係る許可や指導については、廃棄物処理法において権限が都道府県知事に委任されているため、東京都が対応している。
22	経常事業515「一般廃棄物の収集運搬業務」	一般廃棄物の収集運搬業務について民間委託が進む中、区は今後、直営と委託のどちらを基本として事業を運営していく考えなのか。	日々の可燃・不燃ごみの収集作業においては、直営車両26台、雇上車両63台の体制で実施しており、比率は直営が約3割、委託が約7割となっている。 区では、家庭系一般廃棄物の収集運搬は区の責務であると考えている。また、地域からの苦情対応、不適正排出や不法投棄への調査・指導、災害時対応等を適切に行う必要があることから、現在の体制を維持しながら清掃事業を運営していく考えである。
ヒアリング中の質疑応答		一般廃棄物の収集運搬業務について、近年は直営体制が縮小し、委託の割合が増加する傾向にあると認識しているが、その理解でよいのか。	清掃事業が東京都から移管されてから25年が経過している。移管当時は清掃職員数が300人を超えていたが、その後減少が続き、現在は作業職員約140人の体制となっている。 このうち、日々の収集作業に従事している職員は約100人であり、区としては現在の直営体制を維持していきたいと考えている。
ヒアリング中の質疑応答		（上記に関連して） 直営には収集業務のノウハウや委託事業者を適切に管理するための知見を維持できるメリットがある一方、委託には効率性の向上といったメリットもあると考える。 他自治体においては、委託を拡大する傾向が続いているのか、それとも直営体制を再評価し、直営へ回帰するような動きも見られるのか。	直営でなければ対応が難しい業務もある。収集運搬業務を通じて現場の状況を把握しているからこそ、不法投棄への対応や排出指導などを適切に行うことができると考えている。 また、災害時に区自らが機動的に対応できる体制を確保する観点からも、一定規模の直営体制は必要であると認識している。 他区においても考え方に違いはあるものの、清掃事業移管から25年が経過した現在も、直営体制において一定の人員を維持している区が多いと認識している。 このことから、直営体制を一定程度確保する必要性については、多くの区で共通の認識があるものと考えている。
ヒアリング中の質疑応答		ごみ集積所でカラスやネズミによる被害が発生している場合、区として排出者等に対する指導や助言を行うことはあるのか。	そのような対応は行っている。ごみが荒らされている場合は現地を確認し、排出状況やごみの内容から排出者を特定できる場合には、直接、不適正排出であることや排出曜日の誤り、分別ルール等について指導を行っている。 また、排出者を特定できない場合には、近隣住民に対し注意喚起を行うなど、啓発活動を実施している。こうした対応は、清掃事務所のふれあい指導班が中心となって行っている。

23	経常事業378「安全安心推進活動の強化」	より多くの若年層の地域活動への参加を促すプログラムを検討しているとのことだが、そもそも若年層が地域活動に参加する動機やニーズを、区はどのようにとらえているのか。区の認識を伺う。	町会等の地域活動への若年層の参加促進は全国的な課題であると認識している。区としても、子どもが参加できるイベントの実施や、子育て世代が参加しやすい時間帯の設定など、若年層のニーズを踏まえた工夫が必要であると考えている。 また、防犯事業においては、子どもの見守りや地域の安全など、若年層にとって関心の高いテーマを設定することが参加促進につながるものと認識している。 このため、防犯リーダー実践塾では、昨年度は若年層にも訴求力のある著名な講師を招いたほか、今年度は「地域と子どもたちの防犯力」をテーマに、子どもの防犯対策を取り上げるなど、若年層の参加を意識したプログラムとしている。
ヒアリング中の質疑応答		実際に、商店会活動への参加をきっかけに子どもと地域とのつながりが生まれ、防犯上の気付きや見守り活動につながった事例もある。こうした分野横断的な連携について、今後どのように取り組んでいく考えか伺う。	委員ご指摘のとおり、分野横断的な連携は重要であると認識している。 区では、地域活動の活性化に向けて昨年度に「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」を制定し、地域活動を支える取組を進めている。その中で、庁内各課が連携しながら地域活動を支援する仕組みづくりも進めているところである。 今後は、こうした取組も活用しながら、防犯分野においても地域活動との連携を図り、効果的な取組につなげていきたいと考えている。
24	経常事業380「防犯対策の推進」	防犯機器等購入緊急補助事業について、補助上限額2万円では、実際の購入費用に対して十分とは言えないのではないか。区は、防犯機器等の標準的な購入費用をいくと想定し、補助上限額を2万円に設定したのか。	本事業は、闇バイト等による強盗事件の多発を背景に、東京都が侵入盗被害防止に有効な防犯機器等の購入・設置に対する補助制度を開始したことを受け、新宿区においても令和7年度から実施しているものである。 補助上限額の2万円は、東京都が制度開始時に設定した金額である。また、防犯カメラやカメラ付きインターホンについては、家電量販店等で1万円程度から購入できる製品も販売されている。 令和7年度の実績では、申請者の約9割が防犯カメラ又はカメラ付きインターホンを購入しているが、1件当たりの平均補助額は約1万4,900円であり、上限額の2万円を下回っている。 こうした実績を踏まえると、補助上限額2万円は適切な水準であると考えている。
ヒアリング中の質疑応答		自動通話録音機貸出事業については、携帯電話の迷惑電話対策機能の普及等を背景に、利用ニーズが低下しているように見受けられる。実際に貸出件数も減少傾向にあるが、区としては現状をどのように認識しているのか。	ご指摘のとおり、自動通話録音機の貸出件数は減少傾向にある。その背景として、特殊詐欺の手法が固定電話を利用した高齢者狙いのものから、20代から60代の会社員等を対象とした携帯電話利用型の手法へと変化していることが挙げられる。 一方で、携帯電話向けの対策も進んでおり、警視庁の「デジタルポリス」アプリでは国際電話の着信をブロックする機能などが提供されている。このため、区としても、こうしたアプリの活用を周知しながら、状況の変化に応じた防犯対策の普及に取り組んでいる。
ヒアリング中の質疑応答		（上記に関連して） 自動通話録音機については、貸出用機器をあらかじめ確保しており、機器の補充や更新が必要な場合に予算が発生するものと認識している。 現在の貸出状況を見ると、既に確保している機器で対応できているため、新たな機器購入に係る予算は大きく必要としない状況ではないかと理解しているが、その認識でよいのか伺う。	そのとおりである。自動通話録音機に係る経費は、他の防犯啓発用品と併せて消耗品費として計上しているため、貸出機器の需要が減少した場合でも、必要に応じて他の防犯啓発用品の購入に充てている。 また、自動通話録音機は貸出用機器を一定数確保して運用しており、在庫で対応可能な場合は新たな購入を行わない運用としている。 なお、機器単価は1台当たり約3,500円、保有数は約200台であり、事業規模としては約70万円となっていることから、予算規模はそれほど大きくない。
ヒアリング中の質疑応答		防犯機器等購入補助事業について、現在は個人宅を対象としているが、店舗や事業者への補助については検討していないのか。 また、防犯カメラ等の機器導入により、犯罪件数の減少などの効果が見られているのか。事業実施後の犯罪発生状況の推移や事業効果の検証は行っているのか、併せて伺う。	本事業は東京都が住宅における防犯対策を目的として開始した制度であるため、現時点で店舗等を補助対象に拡大する予定はない。ただし、店舗兼住宅については対象となる場合がある。 また、事業効果については、防犯カメラ等の設置と犯罪件数の増減との因果関係を直接検証することは難しい。そのため、現時点では、防犯機器の設置による犯罪抑止効果を具体的な数値として把握しているものではない。

25	経常事業999「雑踏事故防止対策等」	本事業では、「安全対策業務委託」として令和7年度予算に33,062千円が計上されている。ハロウィン当日の対応経費としては過大であるように見受けられるが、区は適正な金額であると捉えているのか。また、監査等において指摘はなかったのか。	ハロウィンに伴う警備対策は、渋谷区のハロウィンにおいて、一部参加者による迷惑行為や雑踏トラブルが社会問題化したことを踏まえ、住民及び来街者の安全確保を目的として令和6年度から実施している。 近年は、渋谷区における安全対策の強化等に伴い、歌舞伎町周辺への来街者の集中が懸念されている。このため、雑踏事故等の未然防止に向け、警備員約100名の配置、定点カメラの設置、シネシティ広場閉鎖に伴うフェンス設置などの対策を実施している。 なお、本事業について、これまで監査等における指摘事項はない。
----	--------------------	--	--